

## 富良野市建築物省エネ法に係る建築物の認定等に関する要綱

### 第1章 建築物省エネ法に係る建築物の措置等

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）に規定される建築物に係る措置等に関して、富良野市長（以下「市長」という。）が行う認定及び変更の認定（以下「認定等」という。）に係る審査事務を合理的かつ効率的に行うために必要な事項を定める。

### 第2章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等

(認定基準)

第2条 建築物エネルギー消費性能向上計画は、法第30条第1項各号に規定する認定基準に適合するものとする。

(事前審査)

第3条 計画の認定申請を行おうとする建築主（以下この章において「申請者」という。）は、市長に法第29条第1項の規定に基づく認定申請書を提出する前に、次の各号のいずれかに該当する図書（第1号から第3号に定める技術的審査に係る適合証にあっては参考様式第1号）の交付を受けるものとする。

- (1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関による技術的審査に係る適合証
- (2) 法第15条に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査に係る適合証
- (3) 住宅の品質確保の促進に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による技術的審査に係る適合証
- (4) 品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による住宅性能評価書

2 前項に定める図書は、法第30条第1項第1号及び第2号に定める認定基準について、次の各号に定める認定基準の区分の全てに適合することを証したものであること。

- (1) 外皮性能基準
- (2) 一次エネルギー消費量の基準
- (3) その他の建築物エネルギー消費性能の向上に資する措置に関する基準

(認定申請)

第4条 申請者は、法第29条第1項に規定する認定の申請をするときは、法施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第1条に規定する認定申請書を市長に提出するものとする。

2 前項の申請に併せて法第30条第2項の規定による申し出を行おうとする場合には、申請者は前項の認定に必要な図書に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請書を添えて、市長に提出しなければならない。

（認定申請に必要な図書）

第5条 申請者は、法施行規則第1条に定める図書のほか、第3条第1項に規定する図書を提出するものとする。

（認定の通知）

第6条 市長は、計画の認定をするときは、法施行規則第3条第1項の規定により、申請者へ認定通知書を交付する。

（計画の変更申請）

第7条 申請者は、法第31条に規定する変更認定の申請をするときは、法施行規則第5条に規定する変更認定申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、第2条から前条までの規定を準用する。

（取り下げ届）

第8条 申請者は、認定を受ける前に申請を取り下げるときは、取り下げ届（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（取りやめ届）

第9条 計画の認定を受けた者（以下「認定建築主」という。）は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「認定計画」という。）の建築を取りやめるときは、取りやめ届（別記様式第2号）に認定通知書を添えて、市長に提出しなければならない。

（完了の報告等）

第10条 認定建築主は、認定計画の建築物の建築工事が完了したときは、認定計画に従って建築工事が行われた旨を建築士が確認し、速やかに、工事完了報告書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 法第32条の規定により市長から報告を求められた認定建築主は、認定建築物状況報告書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（認定しない旨の通知）

第11条 市長は、認定及び変更認定の申請に係る計画の認定をしない場合は、認定しない旨の通知書（別記様式第5号）を申請者に交付するものとする。

（改善命令）

第12条 市長は、法第33条の規定による改善命令は、市長が必要と認めるときに、改善命令書（別記様式第6号）により行うものとする。

(認定の取り消し)

第13条 市長は、法第34条の規定による認定の取り消しは、市長が必要と認めるときに、認定取消通知書（別記様式第7号）により行うものとする。

(譲渡人決定の届け出)

第14条 認定建築主が計画に基づく建築物又は住戸を譲渡人に譲り渡した場合、認定建築主又は譲受人は、単独で又は共同して当該建築物又は住戸の名義を変更した旨を名義変更届出書（別記様式第8号）により市長に届け出ることとする。

### 第3章 建築物のエネルギー消費性能に係る認定等

(認定基準)

第15条 建築物のエネルギー消費性能に係る認定において、法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとする。

(事前審査)

第16条 建築物の所有者（以下この章において「申請者」という。）は、市長に法第36条第1項の規定に基づく認定申請書を提出する前に、次の各号のいずれかに該当する図書（第1号から第2号に定める技術的審査に係る適合証にあっては参考様式第2号）の交付を受けるものとする。

(1) 省エネ法第76条第1項に規定する登録建築物調査機関による技術的審査に係る適合証

(2) 法第15条に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査に係る適合証

(3) 品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合しているものに限る）

(4) 第6条に規定する認定通知書

(5) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条に基づく低炭素建築物新築等計画認定に係る認定通知書

2 前項に定める図書は、法第2条第1項第3号に定める基準について、次の各号に定める基準の区分の全てに適合することを証したものであること。

(1) 外皮性能基準

(2) 一次エネルギー消費量の基準

(3) その他のエネルギー消費性能に係る認定に資する措置に関する基準

(認定申請)

第17条 申請者は、法第36条第1項に規定する認定の申請をするときは、法施行規則第7条に規定する認定申請書を市長に提出するものとする。

(認定申請に必要な図書)

第18条 申請者は、法施行規則第7条に規定する図書のほか、第16条に規定する図書を提出するものとする。

2 建築基準法第6条第1項の規定により、確認済証の交付を受けなければならない建築物を建築した場合には、前項に定める図書のほか、建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写しを提出するものとする。

(認定の通知)

第19条 市長は、計画の認定をするときは、法施行規則第8条第1項の規定により、申請者へ認定通知書を交付する。

(取り下げ届)

第20条 申請者は、認定を受ける前に申請を取り下げるときは、取り下げ届(別記様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(認定しない旨の通知)

第21条 市長は、認定申請の認定をしない場合は、認定しない旨の通知書(別記様式第10号)を申請者に交付するものとする。

(認定の取り消し)

第22条 市長は、法第37条の規定による認定の取り消しは、市長が必要と認めるときに、認定取消通知書(別記様式第11号)により行うものとする。

(譲渡人決定の届け出)

第23条 申請者が計画に基づく建築物を譲渡人に譲り渡した場合、認定建築主又は譲受人は、単独で、又は共同して当該建築物の名義を変更した旨を名義変更届出書(別記様式第12号)により市長に届け出ることとする。

#### 第4章 その他

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

#### 附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。